

リワーク支援についてよくあるご質問への回答

Q 1：休職期間が残りわずかになっているのですがリワーク支援を利用できますか？

ーリワーク支援は3ヶ月間の受講が標準になっていますが、休職期間が残り少なくなっている場合はその都度相談させていただき、ご本人の課題改善のためのカリキュラムが設定できれば短期間でも利用していただいています。これまで1ヶ月間の利用の方がいらっしゃいましたが、ご本人の体調に合わせ焦らず無理なく復職準備を進めていくために、休職期間の延長について企業担当者をご相談させていただくこともあります。リワーク開始までにご本人・企業担当者・主治医とのコーディネートが必要になりますので、復職予定のある方は、早めにご相談をお願いします。

Q 2：退職してしまっているのですが再就職のためにリワーク支援を利用できますか？

ーリワーク支援は休職中の方に対するプログラムです。離職された方は就職のための支援プログラム（職業準備支援等）を活用しながら支援しています。

Q 3：休職中の公務員ですがリワーク支援を利用できますか？

ーリワーク支援は雇用保険適用事業所の社員のみを対象とするプログラムのため、公務員はご利用いただけません。

Q 4：企業が休職中の社員の復職にあたってリワーク支援を利用させたいのですが、企業から利用申し込みをすることはできますか？

ーリワーク支援の開始はご本人、企業担当者、主治医の3者の合意が必要ですが、申し込みは3者のいずれからでも受け付けています。

Q 5：主治医は復職可能という診断書を作成しているのですが復職できる状況に思えません。リワーク支援を利用して復職の可能性を確認して欲しいのですが利用できますか？

ーリワーク支援は復職の可否を判断するためのサービスではありません。復職可能かどうかは、ご本人の回復状況と企業の受け入れ態勢や受け入れにあたっての制度・条件整備・業務内容等の企業側の要因も検討が必要になるため、基本的には判断は企業側で行っていただいています。職業センターでは、リワーク支援でのご本人の状況を主治医や企業担当者に情報提供しながら、主治医や企業担当者が判断できる材料を提供しています。

Q 6：リワーク支援は毎日通えないと利用できないのでしょうか？

ー通所する日数や時間については、ご本人の生活リズムや体力・症状に応じて設定しています。始めは週2日（3H）から始めて徐々に通所日数や時間を増やし、最終的には毎日通所される方がほとんどですが、職業センターから遠方の方、職業センターに通所しなくても生活リズムを整えられる方には、無理のない必要な通所日数をご相談の上決定させていただきます。

Q 7 : リワーク支援の申し込みから利用開始までどのくらいになりますか？

ーリワーク支援のご相談については、ご連絡いただいてから1～2週間以内に初回の相談を実施することになっています。

リワーク支援の開始までには、ご本人・企業担当者・主治医とのコーディネートが必要になるため、初回のご相談をお受けしてから約2週間程度の時間が必要になります。

Q 8 : リワークコーディネートではどのようなことを行うのでしょうか？

ーご本人に対しては生活リズムや調子の波の把握確認、復職に向けた課題の整理、一部のリワーク支援課題の体験実施等を、企業担当者に対しては、復職時の受け入れ態勢や復職についての考え方の確認のほか、リワーク支援期間中の支援内容の説明等を、また、主治医に対しては治療状況の確認等を行って、円滑に3者同意が行われるように、支援について必要な補足説明を行います。これらの対応についてはご本人や企業担当者と日程調整しながら、無理のないスケジュールで進めていきます。

Q 9 : リワーク支援の案内をみるとグループワークやアサーションが有効だったと書かれていますが、これらのプログラムだけを利用することはできますか？

ーご本人、企業担当者、主治医との間で同意を得られた支援計画で、職業センターではグループワークやアサーションのみを受講することで復職を目指していくことができる場合（個別メニューは企業側で対応する場合等）は、一部のプログラムだけを受講するという利用も可能です。

Q 10 : リワーク支援開始に必要な3者同意については障害者職業センターで調整していただけるのでしょうか？

ー3者同意は、職業センターの担当職員が企業担当者、主治医を訪問し、事業内容や協力事項等について説明を行い調整していきます。ご本人からの利用希望の場合はコーディネートがスムーズに行くように、ご本人が予め企業担当者や主治医にリワーク支援の相談をしていること、リワーク担当者から連絡がいくことをお話していただくようお願いしています。

Q 11 : リワーク支援の3者同意について、企業側は誰の（役職等）同意が必要になるのでしょうか？

ー企業の同意については、休職者の職場復帰の決定に一定の権限を有している方であり、かつ、ご本人の復職後の労働条件、職務設定等で具体的な対応を図れる方であることが望まれます。多くの企業では、人事担当者、若しくは、職場の上司（所属長等）のいずれかの署名をいただいています。

Q 12 : 一度リワーク支援を利用した人が復職後再発した場合などに再度利用することができますか？

ー必要に応じて再支援を実施します。再利用についても3者同意と支援計画の策定が必要

です。

Q 13：リワーク支援期間中、企業担当者が行う役割はどのようなものでしょうか？

一社内の受け入れ態勢の整備のため、社内体制や復職時の業務見通し、労働環境等の状況を担当カウンセラーと調整いただいたり、利用者の定期面談、担当カウンセラーとのケース会議等にご協力いただいています。

Q 14：疾患名はうつ病ではないのですが、リワーク支援は受講できますか？

リワーク支援は、うつ病などにより休職している方を対象としています。利用者はうつ病の方が中心になっていますが、それ以外の精神疾患の方でリワーク支援のカリキュラムに対応可能な方は参加してもらっています。また、全てのカリキュラムに参加するのではなく対応可能なカリキュラムを選定して利用していただくことも可能です。